

社会保険労務士法人 A&P
ついき事務所

人事労務だより

～今月の特集～

障害者雇用

～障害者雇用の「期待」「支援機関」「助成金」をご紹介～

※参照：厚生労働省「障害者雇用のご案内～共に働くを当たり前に～」

～障害者の雇用で「期待」できること～

●共生社会の実現

障害者雇用を進めていく根底には、「**共生社会**の実現」という理念があります。障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」をつくっていく必要があります。

●労働力の確保

障害者雇用は、企業にとっても良い効果をもたらします。例えば、障害者の特性を「強みとして捉え、合致した活躍の場を提供することで、企業にとっても**貴重な労働力・戦力の確保**につながります。

●生産性の向上

ほかにも、障害者がその能力を発揮できるよう職場環境の改善やコミュニケーションの活性化が図られることで、他の従業員にとっても安全で働きやすい職場環境が整えられます。これは、**企業全体の生産性向上、マネジメント力の強化**にも結びつきます。

～障害者のための「支援機関」～

●ハローワーク

(全国 544 か所)

障害者の態様に応じた職業紹介、職業指導、求人開拓などを行っています。

- 就職を希望する障害者に対して、専門の職員・職業相談員が、障害の態様や適性、希望職種などに応じ、きめ細かな職業相談、職業紹介、職場適応指導を実施します。
- 障害者を雇用している事業主や、雇い入れようとしている事業主に対して、雇用管理上の配慮などについての助言を行います。
- 事業主に対しては、必要に応じて、地域障害者職業センターなどの専門機関の紹介、各種助成金の案内を行うほか、一部の助成金の申請受付を行っています（裏面参照）。

●地域障害者職業センター

(全国 47 か所 + 5 支所)

障害者職業カウンセラーによる障害者に対する職業評価や職業準備支援を行っているほか、事業主に対しては障害者雇用に関する専門的な支援を行っています。

- 障害者の雇い入れ計画や、職場配置・職務設計、職場での配慮や業務の指導方法についての助言、従業員への研修などを行っています。
- 就職した障害者が円滑に職場に適応できるよう、事業所にジョブコーチ（職場適応援助者）を派遣し、事業主と障害者双方に対して支援を行っています。
- 精神障害により休職している方や、休職中の従業員の復職を考える事業主に対し、職場復帰の支援を行っています。

●障害者就業・生活支援センター

(全国 338 か所)

- 障害者の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行います。
- 事業主からの雇用管理についての相談も受け付けており、企業訪問による支援も行っています。

～障害者を雇い入れた場合に受けられる「助成金」～

- 障害者を試行的に雇用する事業主の方には ⇒ (1) または (2) の助成金
- 障害者を継続的に雇用する事業主の方には ⇒ (3) または (4) の助成金

※各助成金の詳しい内容は、ハローワークにお問い合わせください。

(1)トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）

就職が困難な障害者を、ハローワークなどの紹介により、一定期間試行雇用する事業主に対して助成。

【精神障害者以外の場合】

- ・助成期間：最長3か月
- ・トライアル雇用期間：原則3か月。 ※ただし、テレワークによる勤務を行う者は、最大6か月まで延長可能。
- ・助成額：1人あたり月額最大4万円

【精神障害者の場合】

- ・助成期間：最長6か月
- ・トライアル雇用期間：原則6～12か月
- ・助成額：雇い入れから3か月間 → 1人あたり月額最大8万円
雇い入れから4か月以降 → 1人あたり月額最大4万円

(2)トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）

直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障害者や発達障害者について、3～12か月の期間をかけながら20時間以上勤務を目指して試行雇用を行う事業主に対して助成。

- ・支給対象者1人につき月額最大4万円（最長12か月間）

(3)特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)

障害者などの就職困難者を、ハローワークなどの紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた（※）事業主に対して助成。

※雇用保険一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、その雇用期間が継続して2年以上（重度障害者などを短時間労働者以外として雇い入れる場合には3年以上）であることが確実と認められること

【対象労働者が身体・知的障害者（短時間労働者以外）である場合】

大企業：50万円（1年）／中小企業：120万円（2年）

【対象労働者が重度障害者など（重度障害者、45歳以上の障害者、精神障害者（短時間労働者以外））である場合】

大企業：100万円（1年6か月）／中小企業：240万円（3年）

【対象労働者が障害者（短時間労働者）である場合】

大企業：30万円（1年）／中小企業：80万円（2年）

(4)特定求職者雇用開発助成金(発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)

発達障害者や難病患者を、ハローワークなどの紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた（※）事業主に対して助成。

※雇用保険一般被保険者として雇い入れ、正規雇用または無期雇用、もしくは有期雇用であって対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、その雇用期間が継続して2年以上であることが確実と認められること。（有期雇用の場合「対象労働者が望む限り更新できる契約」の場合に対象となり、勤務成績等により更新の有無を判断する場合等は対象となりません。）

【対象労働者が短時間労働者以外である場合】

大企業：50万円（1年）／中小企業：120万円（2年）

【対象労働者が短時間労働者である場合】

大企業：30万円（1年）／中小企業：80万円（2年）

あとがき

特定求職者雇用開発助成金につきましては、ハローワークのサポートがありますので自社で申請されることをお勧めしております。

有期契約社員として障がい者を雇用し、正社員化した場合にはキャリアアップ助成金正社員化コースの活用も可能です。ご不明点等ございましたらお気軽にお問い合わせくださいませ。